

給与支払報告書の提出について

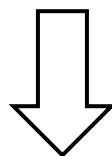
毎年1月31日必着

※提出が遅れると従業員への課税や各種証明書の発行が遅れる可能性があります※

館山市役所税務課市民税係

【給与支払報告書提出の義務】

地方税法第三百十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。



■給与支払報告書の提出は法律で義務化されています

給与支払報告書は地方税法第317条の6により毎年1月31日までに提出することが義務付けられています。期限までに提出されないと従業員の税額決定が遅れてしまう可能性があります。

■提出の対象者

給与支払報告書の提出対象者は、前年1年間のうちに給与を支払った全員です。パート・アルバイト・退職者で30万円以下の従業員の給与についても提出にご協力ください。

■提出先

従業員の1月1日現在の住民登録地に給与支払報告書をご提出ください。

□従業員への影響

従業員の税額を計算するためだけでなく、官民での各種手続きに必要な証明書を交付するためにも必要な資料となります。

給与支払報告書（総括表）
事業所の名称や所在地を記載する用紙です
→詳細は4ページへ

給与支払報告書（個人別明細書）
従業員の前年の収入を記載する用紙です
→詳細は5ページへ

普通徴収切替理由書
普通徴収対象者（特別徴収できない方）が
いる場合は提出していただく用紙です
→詳細は9ページへ

給与支払報告書（総括表）										指 定 番 号	
館山市長 あて 令和 年 月 日 提出											
送付先住所の氏名又は法人番号 給与支払者の氏名又は法人番号 受給者の氏名又は法人番号										令和 年 月分から 月分まで	
フリガナ											
給与支払者の氏名又は名称										事業種目	
所得税の課税対象額を決定している関係者又は事業の名称										受給者	
フリガナ										関係人	
間上の所在地										特別徴収対象者	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名										普通徴収対象者（返還者）	
連絡者の氏名、所属、生年及び電話番号										普通徴収対象者（返還者を除く）	
電話と総務課の氏名及び電話番号										職員人員の合計	
給与の方法及びその期日										所轄	
納入書の送付										必要・不要	

給与支払報告書（総括表）の記載について

1. 印字された内容に変更や誤りがある場合は、赤字で訂正してください。
2. **総括表の赤く囲まれた部分は、必ず記入してください。**
（「間上総務課」の氏名及び電話番号）欄は該当がある事業所のみのみ。
3. 会計事務所等へ依頼する場合は、必ずこの総括表をお渡しください。
4. 自製の様式表を使用する場合でも、この総括表を添付してください。
5. 個人事業主の場合は、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄に、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入**してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載について

1. 支払いのあった年の翌年1月1日現在館山市在住のすべての受給者についてご提出ください。（パート、アルバイト、昨年中に退職した方についても提出が必要です。）
2. 受給者の支払いのあった年の翌年1月1日現在の住民登録地（住所）を確認し、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入**してください。
3. 〈源泉・特別控除対象配偶者、扶養親族については、氏名（フリガナ）、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入**してください。〉

[illegible]

普通徴収切替理由書			
市町村名	館山市	指定番号	
給与支払者の氏名又は名称			
符号	普通徴収切替理由	人数	
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「B」～「F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人	
普 B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	人	
普 C	給与が少なくとも税額が引けない (年間の給与支払額が93万円以下を含む)	人	
普 D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない) ※下記留意事項⑤を参照	人	
普 E	事業専従者 (役人事業主のみ対象)	人	
普 F	退職者又は5月末日までの退職予定者 (休職、育児休業を含む)	人	
普通徴収合計人員 ※普 A～普 F の合計			
普通徴収切替理由書の留意事項			
1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を必ず記入してください。この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則どおり、特別徴収対象者となります。また、提出があっても確認の結果、特別徴収となることもあります。 2. この切替理由書は、普通徴収対象者(特別徴収できない方)の個人別明細書の上に付けて提出してください。(特別徴収のみの場合は不要) 3. 切替理由書の合計人数と給与表の普通徴収対象者の合計人数が一致すること及び個人別明細書の摘要欄に符号の記入があることを必ずご確認ください。 4. 普 A～普 F 以外の理由で普通徴収は認められません。普 B については、乙欄該当者でも、他の事業所で特別徴収されない場合は、特別徴収となります。 5. 普 D については、給与が支給されない月があり、税額の引上げができない可能性のある方が該当となります。パートやアルバイトの方でも、毎月給与が出る場合は該当しませ			

【給与支払報告書（総括表）について】

事業所につき1枚提出していただきます（副本は不要です）市区町村によって書式が異なりますが、昨年館山市に給与支払報告書をご提出いただいている事業所については名称や所在地が印字されたものを送付しています。

会計事務所等へ依頼する場合は、必ず送付された総括表をお渡してください。

個人事業主の場合は必ず 13ページをお読みのうえ個人番号を右詰めで記載してください。

給与支払者が法人の場合はすでに法人番号が印字されています。

給与支払者が給与を支払った人数（他市区町村に居住する従業員を含む）を記載してください。

以下については既に印字されています。

名称や所在地に変更や誤りがある場合は赤字で訂正してください。

- ・指定番号
- ・フリガナ
- ・給与支払者の氏名又は名称
- ・同上の所在地

太枠の欄は必ず記載してください

館山市の様式は赤枠で囲まれています。

館山市以外の様式の場合でも以下について記載漏れのないようにお願いいたします。

- ・報告人員
 - ※給与支払報告書（個人別明細書）の提出部数（館山市に居住する従業員のみ）を記載してください。
- ・納入書の送付
- ・連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号
- ・関与税理士等がいる場合はその氏名及び電話番号

千葉県館山市提出用

給与支払報告書（総括表）		指定番号	
館山市長 あて	令和 年 月 日 提出	1	2 3 4 5
フリガナ	タテヤマ タロウ	事業種目	
給与支払者の氏名又は名称	館山 太郎	受給者総人員	
所得税の課税徴収を担っている事務所又は事業の名称		特別徴収対象者	
フリガナ	294-8601	普通徴収対象者（退職者）	
同上の所在地	館山市北条 1145 番地の 1	普通徴収対象者（退職者を除く）	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号		税務署名	税務署
給与税理士等の氏名及び電話番号		給与の支払方法及び納入書の送付	必要・不要

給与支払報告書（総括表）の記載について

1. 印字された内容に変更や誤りがある場合は、赤字で訂正してください。
2. **総括表の赤く囲まれた部分は、必ず記入してください。**（「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄は該当がある事業所のみ）
3. 会計事務所等へ依頼する場合は、必ずこの総括表をお渡ししてください。
4. 自社製の総括表を使用する場合でも、この総括表を添付してください。
5. 個人事業主の場合は、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄に、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。**

給与支払報告書（個人別明細書）の記載について

1. 支払いのあった年の翌年1月1日現在館山市に在居するすべての受給者についてご提出ください。（パート、アルバイト、昨年中に退職した方についても提出が必要です）
2. 受給者の支払いのあった年の翌年1月1日現在の住民登録地（住所地）を確認し、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。**
3. （源泉・特別）控除対象配偶者、扶養親族については、氏名（フリガナ）、**個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。**

【給与支払報告書（個人別明細書）について】

支払いのあった年の翌年 1 月 1 日現在館山市在住のすべての受給者についてご提出ください。パート、アルバイト、昨年中に退職した方についても提出が必要です。

個人別明細書の様式については、自社製のものを使用いただくか、館山市のホームページでダウンロードするか、税務課窓口で配布しているものを使用してください。税務課窓口で配布しているものを使用する場合は、左上の数字が合っているか確認してください。

例）令和 6 年中の支払いについて作成する場合は左上の数字が⑦

また支払金額等により以下のどちらかを使用してください。

《オレンジ色（3枚組）》

支払金額が法人役員で 150 万円、一般の受給者で 500 万円を超える者

《緑色（2枚組）》

上記オレンジ色の対象者以外の者

複写になっているため、源泉徴収票は受給者本人に交付してください。橙色の場合は、本人交付用と税務署提出用の 3 枚組となっています。

記載にあたっての注意事項については右図の番号と次ページの番号を照らし合わせながらご確認ください。

その他の詳細な記載方法は税務署で配布している「給与所得者の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁ホームページからもダウンロードできます）をご覧ください。

⑦

① 受給者番号 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		② 支払金額 給与・賞与 7 074 500 配属者(特別) 380 000 控除対象扶養親族 1084 604 120 000		③ 所得控除の金額 所得控除 5 267 050 控除対象扶養親族の数 4 844 604 10歳未満扶養親族の数 0		④ 所得者の数 (本人を除く) 1 1 1 4 5 障害者の数 2	
住所 千葉県館山市北条〇〇〇番地		氏名 (フリガナ) タテヤマ ゴロウ 姓 館山 五郎		⑤ (1) 館山太郎(父) (2) 館山六郎(弟) (非居住者) (3) 館山 タ子(子) (年少) 普E		⑥ 新生命保険料の金額 180,000 円 旧生命保険料の金額 100,000 円 介護保険料の金額 90,000 円 新国民年金保険料の金額 360,000 円 旧国民年金保険料の金額 180,000 円	
⑦ 住宅借入金等特別控除の金額 205,000 円 居住開始年月日 01 年 8 月 20 日		⑧ 住宅借入金等特別控除区分 (1) 居住 (2) 居住 (特) 11,500,000 円		⑨ 住宅借入金等特別控除区分 (1) 居住 (2) 居住 (特) 9,000,000 円		⑩ 氏名 タテヤマ アサコ 区分 0 配属者の合計所得 0 国民年金保険料の金額 176,460 円 旧長期障害者保険料の金額 19,600 円	
⑪ 氏名 館山 朝子 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		⑫ 氏名 館山 朝子(子) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		⑬ 氏名 タテヤマ ナツコ 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		⑭ 氏名 タテヤマ アキコ 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
⑮ 氏名 館山 一郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		⑯ 氏名 館山 次郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		⑰ 氏名 館山 三郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		⑱ 氏名 館山 四郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
⑲ 氏名 館山 次郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		⑳ 氏名 館山 三郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㉑ 氏名 館山 四郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㉒ 氏名 館山 五郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
㉓ 氏名 館山 三郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㉔ 氏名 館山 四郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㉕ 氏名 館山 五郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㉖ 氏名 館山 六郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
㉗ 氏名 館山 五郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㉘ 氏名 館山 六郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㉙ 氏名 館山 七郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㉚ 氏名 館山 八郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	
㉛ 氏名 館山 七郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㉜ 氏名 館山 八郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㉝ 氏名 館山 九郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㉞ 氏名 館山 十郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㉟ 氏名 館山 十郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊱ 氏名 館山 十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊲ 氏名 館山 十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊳ 氏名 館山 十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊴ 氏名 館山 十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊵ 氏名 館山 十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊶ 氏名 館山 十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊷ 氏名 館山 十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊸ 氏名 館山 十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊹ 氏名 館山 十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊺ 氏名 館山 十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊻ 氏名 館山 十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊼ 氏名 館山 十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊽ 氏名 館山 二十郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊾ 氏名 館山 二十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊿ 氏名 館山 二十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋀ 氏名 館山 二十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋁ 氏名 館山 二十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋂ 氏名 館山 二十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋃ 氏名 館山 二十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋄ 氏名 館山 二十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋅ 氏名 館山 二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋆ 氏名 館山 二十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋇ 氏名 館山 二十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋈ 氏名 館山 二十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋉ 氏名 館山 二十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋊ 氏名 館山 三十郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋋ 氏名 館山 三十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋌ 氏名 館山 三十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋍ 氏名 館山 三十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋎ 氏名 館山 三十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋏ 氏名 館山 三十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋐ 氏名 館山 三十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋑ 氏名 館山 三十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋒ 氏名 館山 三十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋓ 氏名 館山 三十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋔ 氏名 館山 三十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋕ 氏名 館山 三十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋖ 氏名 館山 三十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋗ 氏名 館山 四十郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋘ 氏名 館山 四十郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋙ 氏名 館山 四十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋚ 氏名 館山 四十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋛ 氏名 館山 四十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋜ 氏名 館山 四十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋝ 氏名 館山 四十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋞ 氏名 館山 四十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋟ 氏名 館山 四十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋠ 氏名 館山 四十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋡ 氏名 館山 四十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋢ 氏名 館山 四十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋣ 氏名 館山 四十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋤ 氏名 館山 四十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋥ 氏名 館山 五十郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋦ 氏名 館山 五十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋧ 氏名 館山 五十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋨ 氏名 館山 五十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋩ 氏名 館山 五十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋪ 氏名 館山 五十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋫ 氏名 館山 五十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋬ 氏名 館山 五十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋭ 氏名 館山 五十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋮ 氏名 館山 五十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋯ 氏名 館山 五十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋰ 氏名 館山 五十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋱ 氏名 館山 五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋲ 氏名 館山 六十郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋳ 氏名 館山 六十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋴ 氏名 館山 六十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋵ 氏名 館山 六十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋶ 氏名 館山 六十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋷ 氏名 館山 六十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋸ 氏名 館山 六十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋹ 氏名 館山 六十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋺ 氏名 館山 六十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋻ 氏名 館山 六十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋼ 氏名 館山 六十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋽ 氏名 館山 六十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋾ 氏名 館山 六十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋿ 氏名 館山 七十郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊀ 氏名 館山 七十郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊁ 氏名 館山 七十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊂ 氏名 館山 七十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊃ 氏名 館山 七十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊄ 氏名 館山 七十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊅ 氏名 館山 七十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊆ 氏名 館山 七十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊇ 氏名 館山 七十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊈ 氏名 館山 七十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊉ 氏名 館山 七十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊊ 氏名 館山 七十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊋ 氏名 館山 七十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊌ 氏名 館山 七十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊍ 氏名 館山 八十郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊎ 氏名 館山 八十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊏ 氏名 館山 八十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊐ 氏名 館山 八十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊑ 氏名 館山 八十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊒ 氏名 館山 八十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊓ 氏名 館山 八十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊔ 氏名 館山 八十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊕ 氏名 館山 八十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊖ 氏名 館山 八十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊗ 氏名 館山 八十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊘ 氏名 館山 八十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊙ 氏名 館山 八十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊚ 氏名 館山 九十郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊛ 氏名 館山 九十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊜ 氏名 館山 九十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊝ 氏名 館山 九十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊞ 氏名 館山 九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊟ 氏名 館山 九十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊠ 氏名 館山 九十四郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊡ 氏名 館山 九十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊢ 氏名 館山 九十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊣ 氏名 館山 九十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊤ 氏名 館山 九十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊥ 氏名 館山 九十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊦ 氏名 館山 九十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊧ 氏名 館山 一百郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊨ 氏名 館山 一百郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊩ 氏名 館山 一百一十郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊪ 氏名 館山 一百二十郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊫ 氏名 館山 一百三十郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊬ 氏名 館山 一百三十郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊭ 氏名 館山 一百四十郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊮ 氏名 館山 一百五十郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊯ 氏名 館山 一百六十郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊰ 氏名 館山 一百六十郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊱ 氏名 館山 一百七十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊲ 氏名 館山 一百八十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊳ 氏名 館山 一百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㊴ 氏名 館山 一百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㊵ 氏名 館山 二百〇四郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㊶ 氏名 館山 二百一十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㊷ 氏名 館山 二百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㊸ 氏名 館山 二百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㊹ 氏名 館山 二百三十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㊺ 氏名 館山 二百四十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㊻ 氏名 館山 二百五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㊼ 氏名 館山 二百五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㊽ 氏名 館山 二百七十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㊾ 氏名 館山 二百八十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㊿ 氏名 館山 二百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋀ 氏名 館山 二百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋁ 氏名 館山 三百〇四郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋂ 氏名 館山 三百一十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋃ 氏名 館山 三百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋄ 氏名 館山 三百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋅ 氏名 館山 三百三十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋆ 氏名 館山 三百四十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋇ 氏名 館山 三百五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
㋈ 氏名 館山 三百五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		㋉ 氏名 館山 三百七十一郎(兄) 区分 〇 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		㋊ 氏名 館山 三百八十二郎(兄) 区分 〇 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		㋋ 氏名 館山 三百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
㋌ 氏名 館山 三百九十三郎(兄) 区分 〇 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		㋍ 氏名 館山 四百〇四郎(兄) 区分 〇 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		㋎ 氏名 館山 四百一十五郎(兄) 区分 〇 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		㋏ 氏名 館山 四百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	
㋐ 氏名 館山 四百二十六郎(兄) 区分 〇 個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		㋑ 氏名 館山 四百三十七郎(兄) 区分 〇 個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		㋒ 氏名 館山 四百四十八郎(兄) 区分 〇 個人番号 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		㋓ 氏名 館山 四百五十九郎(兄) 区分 〇 個人番号 9	

【給与支払報告書(個人別明細書)記載にあたっての注意事項】

記載欄名	記載すべき事項
① 住所、個人番号、氏名、フリガナ	支払いのあった翌年1月1日の受給者の住所、個人番号、氏名、フリガナを必ず正確に記載してください。
② 給与所得控除後の金額 (調整控除後)	給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
③ 控除対象配偶者 配偶者(特別)控除の額	控除対象配偶者(年末調整を行っていない者については源泉控除対象配偶者)がいる場合に○を記載してください。 また、その対象者が70歳以上の場合は「老人」の欄にも○を記載してください。 配偶者控除または配偶者特別控除を受ける場合「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した額を記載してください。 用語の解説 ①同 一 生 計 配 偶 者 受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人 ②控 除 対 象 配 偶 者 上記①のうち、合計所得金額が1,000万円以下の受給者と生計を一にする配偶者 ③源泉控除対象配偶者 合計所得金額が900万円以下の受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人
④ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) 16歳未満の扶養親族の数	扶養親族のうち「特定」「老人」「その他」の人数を記載してください。 扶養親族が16歳未満の場合は、16歳未満の扶養親族の数に人数を記載してください。
⑤ (摘要)	○年末調整をしていない場合は「年調未済」と記載してください。 ○他社分(前職分の加算額)の支払金額、源泉徴収税額、社会保険料の金額、支払者 ※前職分を加算した場合は、上記に加えて退職年月日も記載してください。 ○普通徴収(個人払い)の場合は普通徴収切替理由書に記載されている符号(普A～普F) ※記載がない場合は特別徴収になることがあります。また、必ず普通徴収切替理由書も提出してください。 ○合計所得金額が1,000万円を超える受給者で同一生計配偶者が障害、特別障害又は同居特別障害の対象となる方の氏名 ※同一生計配偶者の氏名の後に(同配)と記載してください。 ○租税条約に該当する場合は、「租税条約〇〇条該当」と記載してください。

記載欄名	記載すべき事項												
⑥ 生命保険料の金額の内訳	1月1日～12月31日に支払った各保険料の金額を記載してください。控除額ではありませんので注意してください。												
⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合は以下のとおり記載してください。 「適用数」：当該控除の適用数を記載してください。 「可能額」：年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記入してください。 「居住開始年月日」：和暦で年月日を記載してください。 「区分」：適用を受けている控除の区分を「給与所得者の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に記載してください。												
⑧ 基礎控除の額	「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。基礎控除の額が48万円の場合は転記する必要はありません。												
⑨ 所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記載してください。												
⑩ (源泉・特別) 控除対象配偶者	控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）の氏名、フリガナ及び個人番号を正確に記載してください。また、その対象者が非居住者である場合には区分の欄に「○」を記載してください。												
⑪ 控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名（続柄）、フリガナ及び個人番号を正確に記載してください。 また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、下記の表に応じて、区分の欄に次のように記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の区分</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00※1</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。 ※1 給与所得の源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	控除対象扶養親族の区分	記載方法	居住者	00※1	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04
控除対象扶養親族の区分	記載方法												
居住者	00※1												
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01												
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02												
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03												
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04												
⑫ 16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名（続柄）、フリガナ及び個人番号を正確に記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を記載してください。												
⑬ 未成年者から勤労学生の各欄	受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。												
⑭ 中途就・退職	年の中途で就職や退職（死亡退職含む）した方については、該当欄に○を付し、その年月日を記載してください。												
⑮ 受給者生年月日	受給者の生年月日を必ず正確に記載してください。												
⑯ 支払者	給与支払者の個人番号又は法人番号、住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号を記載してください。												

【提出前にもう一度ご確認をお願いします】

■住所・個人番号・氏名の記載はされていますか？

住所地が館山市にある方については館山市へ提出してください。住所地が館山市以外の方については各市区町村へ提出してください。
また、個人番号や氏名の記載がないと、個人が特定できず課税に影響を与えることがあります。給与支払報告書への個人番号の記載は義務となっているため、本人及び被扶養者の個人番号は必ず記載してください。

支払 を受け る者	※区分		(受給者番号)	
	住 所	館山市北条 1145 番地の 1	(個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
			(役職名)	
			(フリガナ) 氏名	ﾀﾔﾏ ﾀﾛ 館山 太郎

■生年月日は正確に記載されていますか？

生年月日を用いて個人の特定を行うため、記載されていないか、誤った記載がされている場合は事業所へ返却する場合があります。

受給者生年月日			
元号	年	月	日
昭和	60	1	1

■扶養の人数や区分の記載に誤りはありませんか？

扶養の区分（特定・一般・老人等）を誤ったり、記載された扶養人数と扶養親族等の欄に記載された氏名の数が一致していないと、税額計算に影響を与える場合があります。提出前に必ずご確認ください。

源泉 徴収 の 人	配偶者 控除 の 額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数
		特 定	基 本	そ の 他		特 別	そ の 他	
誤	1	1	1	1	1			
正	1	1	1	1	1			

(フリガナ) 氏名	ﾀﾔﾏ ｲﾁﾛ	区分	
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	16歳未満	
(フリガナ) 氏名	館山 太郎	区分	
個人番号		16歳未満	

× 扶養親族の数と一致していない

(フリガナ) 氏名	ﾀﾔﾏ ｲﾁﾛ	区分	
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	16歳未満	
(フリガナ) 氏名	館山 次郎	区分	
個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	16歳未満	

○ 扶養親族の数と一致している

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）により義務付けられていますが、以下の理由により普通徴収に該当する（特別徴収ができない）場合は普通徴収切替理由書を提出してください。提出がない場合は、原則どおり特別徴収対象となります。

普 A： 他市町村分を含むすべての従業員数のうち、下記「普 B」～「普 F」に該当する従業員数を除いた数が 2 名以下の場合は「普 A」になります。1 人または 2 人のいずれかの人数を記載してください。

普B：2カ所以上の事業所に勤務している従業員のうち、他の事業所で特別徴収される場合は「普B」になります。（普Bを選択した場合でも、特別徴収になることがあります。）

普C：毎月の給与支払額が少なく、住民税を天引きしきれない方は「普C」になります。また、租税条約による住民税の免除に関する届出をしている人なども「普C」になります。

普D：給与が支給されない月があり、税額の天引きができない可能性のある方は「普D」になります。パートやアルバイトの方で、毎月給与が出る場合は、「普D」には該当しません。

普E：個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方は「普E」になります。

普 F：退職者又は5月末日までに退職予定の方、休職者（育児休業中や予定を含む）、死亡された方については「普 F」になります。退職予定者については、退職予定日も記載してください。

※複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記載してください。



9

【普通徴収切替理由（普 A）の考え方】

例：受給者人員が 10 人で、A 市に 4 人、館山市に 6 人提出する場合

【A 市の従業員 4 人】

1 人
給与が少なく天引きできない = 普 C 2 人
給与の支払いが不定期 = 普 D 1 人

【館山市の従業員 6 人】

1 人
他の事業所で特別徴収 = 普 B 2 人
退職者 = 普 F 3 人

この場合、普 B～普 F に該当しない総従業員数が 2 人以下となるので、それぞれの「普 A」欄に記載

普通徴収切替理由書

市区町村名	A 市	指定番号	〇〇〇〇〇
事業者名	株式会社 〇〇商事		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普 A	総従業員数が 2 人以下 (下記「普 B」～「普 F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1 人	
普 B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)		人
普 C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が 93 万円以下)	2 人	
普 D	給与の支払いが不定期 (例: 給与の支払いが毎月でない)	1 人	
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		人
普 F	退職者、退職予定者(5 月末日まで) 及び休職者(育児休業中を含む)		人
合計		4 人	

普通徴収切替理由書

市区町村名	千葉県 館山市	指定番号	〇〇〇〇〇
事業者名	株式会社 〇〇商事		
符号	普通徴収切替理由	人数	
普 A	総従業員数が 2 人以下 (下記「普 B」～「普 F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1 人	
普 B	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者など)	2 人	
普 C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が 93 万円以下)		人
普 D	給与の支払いが不定期 (例: 給与の支払いが毎月でない)		人
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		人
普 F	退職者、退職予定者(5 月末日まで) 及び休職者(育児休業中を含む)	3 人	
合計		6 人	

「総括表」と「普通徴収切替理由書」の
普通徴収対象者の人数が一致しているか
必ず確認してください

こちらを館山市に
提出してください

【給与支払報告書の提出方法】

《提出先》

支払いのあった翌年1月1日現在の従業員本人の住所地へ

館山市の場合は館山市役所税務課市民税係まで 〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1（電話：0470-22-3262）

《提出方法》

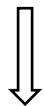
紙 媒 体：総括表と個人別明細書を作成して市区町村へ郵送または来庁して提出する

光ディスク等：CD・DVD等の電子記録媒体にデータを入力して提出する

※令和6年度分から「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」の提出は不要となりました。

e L T A X：専用ソフトで給与支払報告書を作成してデータを電子送信で提出する

※事前に利用届出等の手続きが必要です。詳しくは地方税共同機構ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



e L T A X で提出の場合

特別徴収税額通知
(特別徴収義務者用)

特別徴収税額通知
(納税義務者用)

給与支払報告書を eLTAx で提出すると
個人住民税の特別徴収税額通知が
電子データで受け取れます。

※特別徴収税額通知を電子データで受け取るためには、給与支払報告書を eLTAx で提出することが必須となります。

※特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取を選択する場合は、従業員に電子的に配布をするための体制が必要となります。

※eLTAx で給与支払報告書の提出をする際に「特別徴収義務者用」と「納税義務者用」それぞれの受け取り方法を選択する必要があります。

※詳しくは地方税共同機構ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

【提出した給与支払報告書に訂正・追加・取消があるときについて】

既にご提出いただいた給与支払報告書に訂正・追加・取消等がある場合は、総括表及び対象となる個人別明細書を再提出していただく必要があります。

《紙で再提出する場合》

総括表

訂正・追加・取消する人数のみを記載し、総括表上段に赤字で「訂正」・「追加」・「取消」と記載してください。

訂正

給与支払報告書(総括表)の記載について

1. 印字された内容に変更や誤りがある場合は、赤字で訂正してください。
2. 総括表の赤く塗られた部分に、必ず記入してください。
(「給与支払報告書の氏名及び電話番号」欄は該当がある事業所のみ)
3. 会計事務所等へ依頼する場合は、必ずこの総括表をお渡しください。
4. 会社製の総括表を使用する場合でも、この総括表を添付してください。
5. 個人事業主の場合は、「給与支払報告書の個人番号又は法人番号」欄に、**個人番号(マイナンバー)**を必ず記入してください。

給与支払報告書(個人別明細書)の記載について

1. 支払いのあった年の翌年1月1日現在に鎌倉市在住のすべての受給者についてご提出ください。
(パート、アルバイト、前年中に退職した方についても提出が必要です。)
2. 受給者の支払いのあった年の翌年1月1日現在の住所(居住地)を確認し、住所、氏名(フリガナ)、生年月日、**個人番号(マイナンバー)**を必ず記入してください。
3. (医療・特別)保険対象者、扶養親属については、氏名(フリガナ)、**個人番号(マイナンバー)**を必ず記入してください。

個人別明細書

訂正・追加・取消する対象者分のみを作成し、個人別明細書上段や摘要欄に赤字で「訂正」・「追加」・「取消」と記載してください。

訂正

給与支払報告書(個人別明細書)

明細書

訂正

普通徴収切替理由書

訂正・追加する対象者で、普通徴収に該当する場合は作成してください。

普通徴収切替理由書

市町村名 区 山 市 指定番号

給与支払者の氏名又は名称

符号	普通徴収切替理由	人数
符 A	総従業員数が2人以下 (「従業員」欄に該当する全ての他市区町村を含む)従業員数を算出した人数)	人
符 B	他の事業所で特別徴収 (乙種該当者など)	人
符 C	給与が少なく税額が引けない (年度の給与支払総額が93万円以下を含む)	人
符 D	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない) ※下記簡章事項5を参照	人
符 E	事業所定額 (個人事業主のみ対象)	人
符 F	退職者又は5月末日までの退職予定者 (休職、育児休業を含む)	人
普通徴収合計人数 ※符 A～符 F の合計		人

普通徴収切替理由書の留意事項

1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を必ず記入してください。
この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則として、特別徴収対象者となります。
また、提出があっても確認の結果、特別徴収となることもあります。
2. この切替理由書は、普通徴収対象者(特別徴収でない方)の個人別明細書の上に付けて提出してください。(特別徴収のみの場合は不要)
3. 切替理由書の合計人数と総括表の普通徴収対象者の合計人数が一致すること及び個人別明細書の摘要欄に符号の記入があることを必ずご確認ください。
4. 符 A～符 F 以外の理由で普通徴収は認められません。符 B については、乙種該当者でも、他の事業所で特別徴収されない場合は、特別徴収となります。
5. 書面については、給与が支払されない月があり、税額の天引きができない可能性のある方が該当となります。パートやアルバイトの方でも、毎月給与が出る場合は該当しませんが、

《eLTAX で再提出する場合》

個人別明細書の作成時に選択する「申告区分」(もしくは「訂正表示」)で、「訂正」・「追加」・「取消」を必ず設定し、総括表の報告人員には、訂正・追加・取消となる人数を入力してください。個人別明細書は、訂正・追加・取消する対象者分のみを作成してください。

注意: 訂正・追加・取消を目的として、同一人物の個人別明細書を申告区分「新規」で再提出した場合、支払金額が二重で計上される等、正しく審査・承認されない場合があります。

【マイナンバー（個人番号）の記載について】

総括表の「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄に必ずマイナンバー（個人番号）の記載をお願いします。
また、個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際には、総括表に記載された個人事業主（本人）のマイナンバー（個人番号）の確認と、身元確認を行うため、次の書類の提示または添付が必要となります。（従業員の方の書類は必要ありません。）

マイナンバーカードをお持ちの方：マイナンバーカード 1 枚で番号確認と身元確認ができます。

マイナンバーカードをお持ちでない方：番号確認書類と身元確認書類が必要となります。

※番号確認書類とは…通知カード（通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り）や、
マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しなど。

※身元確認書類とは…運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、ほか顔写真付きの身分証明書など。

《提出時の必要書類について》

郵送の場合

個人事業主のマイナンバーカードの両面（裏面：番号確認・表面：身元確認）の写しを同封してご提出ください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合は個人事業主の番号確認書類の写しと身元確認書類の写しを同封してご提出ください。

窓口の場合

個人事業主（本人）が提出する場合……個人事業主のマイナンバーカードをご提示ください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合は個人事業主の番号確認書類と身元確認書類をご提示ください。

個人事業主の使者が提出する場合……個人事業主のマイナンバーカードの両面の写しを同封してご提出ください。

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人事業主の番号確認書類の写しと身元確認書類の写しを同封してご提出ください。

（※「使者」とは…個人事業主に頼まれて本人の代わりに作成済の書類を持参して提出する方です。）

個人事業主の代理人が提出する場合……個人事業主の番号確認書類（写し可）、代理権の確認ができる書類（税務代理権限証書や委任状、館山市総括表など）及び代理人の身元確認書類をご提示ください。

【給与支払報告書提出のためのチェックシート】

		チェック項目
	☐	個人事業主の方は事業主本人の個人番号を記載していますか。
	☐	赤枠部分に記載漏れはありませんか。 ☐ 報告人員 ☐ 納入書の送付 ☐ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 ☐ 関与税理士等がいる場合はその氏名及び電話番号
切替理由書 普通徴収	普通徴収となる給与受給者がいない場合、普通徴収切替理由書の提出は不要です。	
	☐	各符号の人数、合計数を記載していますか。
	☐	特別徴収と普通徴収の個人別明細書がある場合、普通徴収切替理由書で区切っていますか。 (※詳細は9ページの図をご確認ください。)
個人別明細書	☐	個人別明細書の枚数と総括表の報告人員の合計は一致していますか。
	☐	個人別明細書の枚数と普通徴収切替理由の合計は一致していますか。
	☐	摘要欄に記載の普通徴収切替理由（普 A～普 F）と普通徴収切替理由書の人数は一致していますか。
		チェック項目
個人事業主の方	☐	郵送で提出する場合 個人事業主の方のマイナンバーカードの両面（裏面:番号確認 表面:身元確認）の写しを同封していますか。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人事業主の方の番号確認書類の写しと身元確認書類の写しを同封していますか。
	☐	窓口で提出する場合 「個人事業主本人が提出する場合」・「個人事業主の使用者が提出する場合」・「個人事業主の代理人が提出する場合」で、それぞれ用意していただくものが異なります。13ページをよくご確認ください。